

研究費・プロジェクト系教育経費の 効果的予算措置に関する中間報告 (案)

平成22年7月29日(木)

文 部 科 学 省

予算監視・効率化特命チーム

研究費・プロジェクト系教育経費の効果的予算措置に関するこれまでの検討経緯

鈴木副大臣をリーダーとする「予算監視・効率化チーム」の特命事項として、研究費・プロジェクト系教育経費の効果的予算措置について集中的に検討を行う「特命チーム」を設置し、検討を開始。平成22年6月に若手研究者と鈴木副大臣との意見交換会を実施するとともに、同日より「熟議カケアイ」を活用することで、現場の研究者の意見を約1ヶ月間収集。これまで文部科学省が実施してきたアンケート等の成果と併せつつ、研究費・プロジェクト系教育経費の今後の検討における論点と方向性について議論を進めてきた。

これまで指摘された主な問題点

1. 研究費の使用期間(年度間の繰越し)
 - ・ 毎年度末に、繰越しに必要な手続きや財産処理に膨大な時間を費やしている
 - ・ 会計年度末の調達や会計年度をまたいだ在庫品となる調達が、原則認められていない
 - ・ 予算を使い切るため、年度末に不要な消耗品を購入せざるをえない
2. 研究費の申請・交付等
 - ・ 研究費の制度によって、申請様式や費目の解釈等に差があり、事務が煩雑になる
3. 研究費の管理
 - ・ 研究機関では無駄な事務手続きや書類作成の作業が多い
4. 研究費の用途
 - ・ 購入機器の目的外使用が認められてない
 - ・ 複数の研究者の研究資金を合算して機器を購入したいができない

今後の検討における主な論点

1. 研究費の使用期間(年度間の繰越し)
 - ・ 改善されてきた繰越し手続きを十分活用した上で、さらに**複数年度の予算執行を可能とする制度の構築が必要ではないか**
 - ・ **国立研究開発機関(仮称)制度の創設**を通じて、中期目標期間を越えた資金支弁等を可能とすべきではないか
2. 研究費の申請・交付等
 - ・ 目的や内容を明確化した上で、**公募型研究資金の体系化**を図るべきではないか
 - ・ 研究費の**電子申請システムの充実**や、**科学技術関連統計・情報データベースの強化**が必要ではないか
3. 研究費の管理
 - ・ 研究者が研究に専念できるような支援体制を構築するために、**リサーチ・アドミニストレーター等の高度な専門性を持ったスタッフを養成すべきではないか**
 - ・ 各研究機関において、**効率的な調達を可能とする購買システムを構築**すべきではないか
4. 研究費の用途
 - ・ **競争的資金の各種使用ルールの統一化**を図るべきではないか

これまでに指摘された主な問題点①

<研究費の使用期間>

- 研究費使用時の問題点 → 複数年度の予算執行については、極めて指摘の多かった事項
 - ・ 毎年度末に、繰越しに必要な手続きや財産処理に膨大な時間を費やしている【熟議・若手等】
 - ・ 繰越しの学内〆切りが、2月20日や1月末などの機関が見られる【熟議】
 - ・ 前年度末の調達や、会計年度をまたいだ在庫品となる調達が原則認められていない【熟議】
 - ・ 研究機関内の発注期限が1月に設定されるなど、年度末まで資金を使用できない【熟議】

<研究費の申請・交付等>

- 研究費の申請・交付等の問題点
 - ・ 研究費の制度によって、費目の解釈に差があり、大学の会計基準とも異なる【熟議】
 - ・ 研究費の申請書が多種多様で事務が繁雑となる【熟議】
 - ・ e-Rad等のオンラインシステムの充実が必要【熟議】
 - ・ 直接経費・間接経費の支出範囲について、配分機関で考え方が異なる【不正防止アンケート】
 - ・ 分野により研究の遂行に必要な金額が異なる【若手】
 - ・ 研究費配分元への返納の不可が問題【熟議】
 - ・ 返還する際に資金が余った理由の報告書が必要で面倒【熟議】
 - ・ 投資のポートフォリオや評価に関する政策の科学の議論がなされていない【若手】
 - ・ 現場からエビデンスが恒常的に出てくる体制がない【若手】

<研究費の管理>

- 研究機関における手続きの問題点
 - ・ 研究機関は無駄な事務手続きや書類作成が多い【熟議・若手】
 - ・ 研究機関の目標が、教育研究の生産性向上でなく、手続きの不備の最小化に置かれがち【熟議】
 - ・ 文献の購入、ダウンロード等でクレジットカードが使えない【熟議】
 - ・ 物品購入、検収に何枚もの申請書が必要で時間を要する【熟議】

これまでに指摘された主な問題点②

<研究費の用途>

○ 研究費の用途に関する問題点

- ・ 高額で汎用性のある機器は、複数の研究者の資金を合算して購入したい【若手】
- ・ 購入機器について、他の事業での使用が認められていない【熟議・若手】
- ・ 物品の使用目的の限定は無駄【熟議】
- ・ 研究費の目的外使用、使用制限、費目間流用について改善すべき【熟議・若手】

<研究機器>

○ 研究機器の購入・活用に関する問題点

- ・ 型落ち機器、高度な取扱が必要な機器が使われず放置されている場合がある【若手】
- ・ 型落ち研究機器の研究機関内外での活用を進めるべきではないか【熟議・若手】
- ・ 現地価格よりもはるかに高い金額を提示される場合がある【若手】

今後の検討における論点と方向性

(1) 複数年度にわたる予算執行の実現

目的

研究開発の継続性を確保しつつ、年度末の繰越し等の事務に費やす膨大な時間を最小化する。(当該事項は、各研究者及び各研究機関から極めて要望の多い事項である)

求められる取組

主担当課: 会計課、科学技術・学術政策局政策課、競争的資金所管課

1. 簡素化が図られてきた繰越し手続きについて周知【周知事項】

→ これまで簡素化が図られてきた繰越し手続きについて、改めて各研究機関に周知する

2. 国の公募型研究開発の業務を独立した資源配分機関に移管【法令・運用事項】

- 研究者の大きな負担となっている煩雑な事務手続き等を最小化し、単年度会計主義の我が国においても複数年度に渡る柔軟な予算執行を担保する観点から、**国の公募型研究開発の業務を、国から独立した資源配分機関に移管**(研究開発力強化法にも規定されている)。これを実効性あるものとするため、
- ・ 資源配分機関の**中期目標期間をまたいだ研究開発資金支弁・債務負担行為を認める**
 - ・ 国の公募型研究開発の業務を移管する取組を進めるにあたり、資源配分機関の予算については、**国から移管されることをもって研究費が削減されることのないよう、中期計画における運営費交付金の算定式に定められている業務政策係数等を通じて、適切な対応をとる**
 - ・ 複数年度の執行を可能とする手段として、資源配分機関における**基金創設若しくは運営費交付金としての措置の双方について、検討を進める**
 - ・ 国の直轄事業から資源配分機関に**移管する業務について、具体的に明示する**
 - ・ 資源配分機関に運営費交付金として措置されているにもかかわらず、**柔軟な予算執行が実現していない研究費が存在する場合は、その理由を明確化する**
 - ・ 研究開発を進めるにあたり、積極的な国の関与が必要と考えられる事業については、資源配分機関に業務を移管し**柔軟な予算執行を可能とした上で、国の関与の強化を図る**((3)に関連)

※1は、プロジェクト系教育経費も対象に含む。

(2) 国立研究開発機関(仮称)制度の創設

目的

研究開発を担う法人の機能を強化し、「世界トップレベルの国際的な競争力」と「世界で最も機動的で弾力的な運営」を実現する。

求められる取組概要

主担当課: 研究開発法人プロジェクトチーム

1. 国立研究開発機関(仮称)制度の創設 【法令事項】

- 「研究開発を担う法人の機能強化検討チーム」(主査: 鈴木文部科学副大臣、古川前内閣府副大臣)において国立研究開発機関(仮称)制度の創設が提言されるとともに、平成22年6月に閣議決定された新成長戦略においても、「国立研究開発機関(仮称)制度創設の検討」を進めるとされたことを受け、「**国立研究開発機関(仮称)制度**」を創設する。
- 国立研究開発機関(仮称)制度の特徴として、研究開発の特性(競争性、長期性、専門性、予見不可能性等)を踏まえ、
 - ・ **国の科学技術戦略に沿った業務の実施**
 - ・ **グローバルな視点を取り入れ、研究開発等の成果を最大化する評価の実現**
 - ・ **世界規模の頭脳循環に対応し、卓越した研究者を確保**
 - ・ **成果を最大化するための柔軟かつ弾力的な資源配分**
 - ・ **魅力的なリーダーによるトップダウンによる運営** 等の制度の在り方について議論が進められている。
- 特に、柔軟な予算執行については、
 - ・ **研究開発を担う法人の中期目標期間をまたいだ研究開発資金支弁・債務負担行為を認めることが((1)に関連)、複数年度にわたる予算執行の実現に不可欠であり、国立研究開発機関(仮称)制度にふさわしい会計制度の在り方を構築する**

※ なお、国立研究開発機関(仮称)制度の詳細については、「研究開発を担う法人の機能強化検討チーム」において、引き続き検討予定。

(3) 目的や内容を明確にした上での公募型研究資金の体系化

目的

国や研究開発法人の担うべき役割を勘案した上で、競争的資金を含めた公募型研究資金制度をより効果的・効率的な政策ツールとして活用する。

求められる取組

主担当課:会計課、公募型研究資金所管課

科学研究費補助金、戦略的創造研究推進事業、科学技術振興調整費等を除く、**現行の国直轄の政策課題対応型の分野別の公募型研究資金制度については、順次廃止**することとし、新たにプロジェクトを開始する際には、以下の方向で整理するよう検討。また、**法人事業は、目的に応じたメニューの整理・統合等によりシンプル化するとともに、国による関与を強化**【運用事項】

1. 分野別プロジェクトのうち、**サイエンスメリット(科学的優位性)を重視する基礎研究的なものは、原則として国直轄での実施は行わず、JSTの戦略的創造研究推進事業の一部を活用して実施**((1)に関連)
2. 政策目的が明確な応用研究や基盤整備など**1. 以外の国が直接実施すべき分野別のプロジェクトについては、原則公募型スキームを取らず、決めうち型で実施機関を指定する方式で実施**(強い政策誘導性を担保)。基本的には国直轄(補助金)で実施
3. なお、上記2.のうち、**研究コミュニティとの関係等により、決めうち型での実施が困難若しくは好ましくないものについては、精査した上で、公募型スキームを活用して実施**。この場合、基本的には国直轄(補助金/委託費)で実施

(4) 科学・技術重要施策アクションプランに沿った改革

目的

研究者・研究機関が研究資金を効果的・効率的に活用できるようにするため、競争的資金の使用に関わる各種ルール等を統一化及び簡素化・合理化する。

求められる取組概要

主担当課：競争的資金調整室、会計課、競争的資金所管課

1. 研究費の合算使用【運用事項】

→ 一部の制度で認められている研究費の合算使用ルールを他の競争的資金制度に取り入れる

2. 費目構成の統一化【運用事項】

→ 経費は「直接経費」「間接経費」「再委託費・共同実施費」の3つの区分とするとともに、直接経費の区分は、「物品費」「人件費・謝金」「旅費」「その他」の4つを基準とする

3. 繰越手続きの簡略化・弾力化【運用事項】

→ 研究費のうち国からの補助金及び国からの委託費については、まずは、科学研究費補助金の事例を参考に、繰越に必要な書類の簡素化を図る

4. 費目間流用ルールの統一化【運用事項】

→ 流用可能な範囲を直接経費の一定割合とする

5. 実績報告書の提出期限の延長【運用事項】

→ 実績報告書などの必要な報告書の提出期限を5月末までとして統一化する

6. 経費の用途に関する確認【運用事項】

→ 直接経費及び間接経費の趣旨及びその用途を各研究機関に対して十分に周知する

7. 研究費を容易に返還できる仕組み作り【運用事項】

→ 全ての研究費について、配分機関として未使用額がどのように生じたのか確認する必要があると判断した場合にのみ、理由書を求めることとする

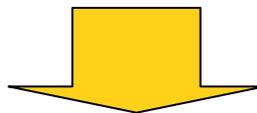
※プロジェクト系教育経費も対象に含む。

(5) 研究費の電子申請システムの充実と研究成果情報の活用促進

目的

- ・ 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の機能を強化することで、研究費の申請などの業務を省力化する。
- ・ 科学技術データベース間の連携を強化することにより、研究成果情報の活用を促進するとともに、政策決定に必要なエビデンスの整備にも貢献する。

求められる取組



主担当課：競争的資金調整室、情報課、科学技術・学術政策局政策課、競争的資金所管課

1. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を用いた公募型研究費の申請業務等の省力化【予算事項】

<研究者の事務作業にかかる負担の軽減>

- 研究者の業績や略歴等を繰り返し審査に活用できるよう、**次期e-Rad(24年度中に運用開始予定)の設計・開発を実施**(新たな情報通信技術戦略 工程表(22年6月22日 IT戦略本部決定))
- **研究者情報管理・公開データベース(ReaDやresearchmap)等と連携**し、それらのシステムやe-Radに登録した情報を他のシステムからも容易に利用できる仕組みを構築する

2. 研究成果情報の活用促進【予算事項】

<科学技術データベースの強化>

- 独立行政法人等が運用しているデータベースや各大学で運用されている機関リポジトリ等をリンクさせることで、**研究成果の公開・流通を促進し、研究成果情報の一層の活用を図るとともに、政策決定に活用するエビデンスの整備にも貢献する**((6)に関連)

(6) エビデンスに基づく科学技術イノベーション政策の実現

目的

科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」を推進することで、客観的根拠(エビデンス)に基づき、経済・社会の変化に的確に対応した政策立案をはじめとする政策のマネジメントシステムを構築し、政治主導の政策決定をサポートする。

求められる取組

主担当課: 科学技術・学術政策局政策課、計画官付、調査調整課

1. 科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」の推進 【予算事項】

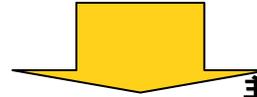
- 科学技術イノベーション政策の科学の推進は、客観的根拠に基づく政策立案をはじめとする政策のマネジメントシステムを構築することを目指すものであり、科学技術イノベーション政策における、**社会・国民への説明能力の向上、客観的根拠に基づく政策の立案・実行・評価・改善(PDCA)の効果的・効率的な実施、設定をする**等の観点から極めて重要である。
- 特に、研究費の効果的な予算措置の検討に資する観点からは
 - ・ **研究開発のポートフォリオ**(例: 基礎研究と応用研究のバランス、研究開発への投資の必要性等を示す客観的根拠の収集等)**の立案手法研究**
 - ・ **研究成果に係るデータ基盤をはじめとする統計・データ基盤**を構築し、体系的かつ継続的に情報を収集・蓄積する体制の整備といった課題が考えられることから、今後、科学技術イノベーション科学の推進にあたって取り組むべき事項の一つとして位置付ける。

(7) 研究活動に専念できる支援体制整備に向けた専門スタッフの養成

目的

リサーチ・アドミニストレーター等の高度な専門性を持ったスタッフを養成すること等を通じて、研究者が研究活動に専念できる環境を実現する。

求められる取組概要



主担当課: 会計課、研究振興局、研究開発局、科学技術・学術政策局、高等教育局

1. 各研究機関における研究活動の支援体制の整備 【周知事項】

→ 各研究機関において、研究者が研究活動に専念できる支援体制を整備するため、**研究開発等に高度な専門性を有するスタッフの養成を図る**ことが期待される

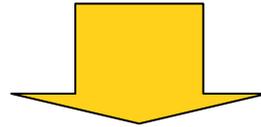
2. リサーチ・アドミニストレーターの養成・確保 【予算事項】

- 研究開発に知見のある**博士号取得者等の**若手研究者を大学が**リサーチ・アドミニストレーターとして雇用・育成することを支援**
- ・ 各大学の戦略にあわせたリサーチ・アドミニストレーターの受入れ・活用体制を整備
 - ・ ポスドク等博士号取得者等をリサーチ・アドミニストレーターとして雇用し、OJTを実施
- 全国的な検収プログラムやネットワーク構築など、**リサーチ・アドミニストレーターを育成し、定着させるシステムを整備**
- ・ スキル標準の策定: 有識者や実務者により、リサーチ・アドミニストレーターのスキル標準の策定
 - ・ 研究・教育プログラムの整備: スキル標準を活用した全国的な研修・教育プログラムを作成・実施
 - ・ 全国ネットワークの構築: リサーチ・アドミニストレーターの全国ネットワーク構築による情報共有・発信

(8) 研究開発に係る契約における課題への対応

目的

研究開発の特殊性から、契約の性質・目的が競争を許さない契約や、競争に付することが不利であると認められる契約の具体的な課題を明確にし、その改善を図ることで、煩雑化する調達業務を簡素化する。併せて、調達に要する時間を可能なかぎり短縮する。



求められる取組概要

主担当課：科学技術・学術政策局政策課、会計課

1. 研究開発に係る契約の課題を明確化し、合理的な契約の在り方について検討する

【運用事項】

→ 「国と横並びの基準の適用によって原則として一般競争入札とされ、随意契約の見直しや1者応札の提言に向けた取組が要請されるなど、**研究開発等の特性が踏まえていない契約業務等がますます煩雑化しており、研究者及び研究支援者の大きな負担**となっている」との指摘もある。(研究開発を担う法人の機能強化検討チーム中間報告書より) ついては、

- ・ 研究開発に係る契約について、**具体的な課題を明確にする**(各研究機関が契約に要する時間・経費・手続き等の現状とその原因について等)。
- ・ 諸外国における事例等も参考にしつつ、**研究開発における合理的な契約の在り方について検討**する

2. 調達に要する時間を短縮する 【法令・運用事項】

- ・ 政府調達協定に関するアクションプランにおける**公告期間・基準額の自主規制について各研究機関を対象外とする**
- ・ 公告の官報等への**掲載を迅速化**する

※ 2. については、現在、政府調達協定の改定作業が進んでおり、検討経過について留意しつつ取組を進める必要がある

(9) 効率的な調達を可能とする購買システムの構築

目的

各研究機関における購買システムの強化を促すことで、研究経費の効果的・効率的な運用を推進することはもとより、会計検査業務の効率化や、研究者の研究費の使用にあたっての利便性の向上を図る。

期待される取組概要

主担当課: 会計課、研究振興局、研究開発局、科学技術・学術政策局、高等教育局

1. 各研究機関における調達担当部門の機能強化【周知事項】

→ 調達担当部門の機能強化を通じて、手続きから納入までのトータルコストを勘案し、**海外からの物品購入の合理化や汎用品の一括購入等による経費削減**に努めるとともに、会計検査業務の効率化の観点からも、**調達に係る資料作成等の最小化**を図ることが期待される

2. 各研究機関におけるクレジットカード導入の検討【周知事項】

→ 各研究機関の実状にかんがみ、不正使用防止等の所要の措置を講じた上で、**効果が大いと考えられる場合においては、物品購入時におけるクレジットカードの導入を推進することが期待される**(最も効率的なシステムの導入が期待されるものであり、研究者個人所有のクレジットカードによる立て替え払い及びコーポレートカードの導入等の形態を問わない)

3. 各研究機関における研究機器の利活用【周知事項】

→ 各研究機関の実状にかんがみ、再利用機器の提供側・受入側のニーズをマッチングさせる等、**研究機器の再利用に係る取組を推進**することが期待される

4. 各研究機関の公告期間に係る自主規制の撤廃【周知事項】

→ 公告期間について自主規制を設けている研究機関においては、公告期間の延長が競争参加者の増加に大きな効果をもたらしていないと考えられる場合は、**自主規制を撤廃**することが期待される

5. 各研究機関における「政府調達に関する協定」第15条第1項(e)の活用【周知事項】

→ 同協定においては、公開入札及び選択入札の手続きを規律する規定について、**調査・実験・研究又は独自の開発に係る特定の契約の過程において、かつ、当該契約の対象として、機関の要請により開発された原型又は最初の製品若しくはサービスを当該機関が調達する場合は適用する必要がない**こととされており、同協定を十分活用することが期待される

(10) 会計検査院に対する要望事項の提出

目的

独立行政法人や国立大学法人は、監事の任命や公認会計士による監査等の外部監査の導入を図るなど、従前よりも厳格な監査・運営体制を執っている。については、新たな観点、認識に立った検査内容、関与の簡素化等を図って頂き、会計検査院、研究現場双方にとって効果的、効率的な検査を求める。

求められる取組概要

主担当課: 会計課、研究振興局、研究開発局、科学技術・学術政策局、高等教育局

1. 全ての予算制度改善要求について、会計検査院に対して送付 【周知事項】

→ 予算制度等の改善要望、その実現に当たっては、会計検査院の見解等が不可欠であることから、関係省庁への予算制度等改善要求と同じものを送付する

2. 予算制度等の改善要求に伴う会計検査院との連携 【運用事項】

→ 今後の具体的な予算制度等の改善に対応した効果的、効率的な会計実地検査の実施に資するため、会計検査院担当局と文部科学省との意見交換の場の設置を提案する。

3. 研究機関からの要望(主なもの)

(会計執務に関する疑義受付窓口の整備)

- ・ 法人の会計職員がその職務の執行に関し疑義が生じた場合において、意見の送付を受け付ける窓口等の整備を検討して頂きたい。

(実地検査時における意見交換の場の充実)

- ・ 特定目的の検査において、1日及び半日の短時間の実地検査で終了し十分な意見交換の機会が無いまま、後日、実地検査時の関連・宿題事項として大量の資料要求が為されることがある。

(資料要求における負担の軽減)

- ・ 目的が同一と思われる内容の検査院複数部局からの資料要求については、個々に様式を指定されるケースや検査院内部の資料作成補助と思われるものなどがある。資料作成の要求については効率的且つ柔軟な対応をお願いしたい。

中長期的な課題

1. 繰越にあたり、国庫への一時返納を不要とする【法令・運用事項】

→ 文部科学省から支弁された補助金等について、**国庫への返還を経ずに繰越すことを可能とする**

<背景>

- 我が国において、繰越を行う際には、各省の大臣が事項ごとにその事由及び金額を明らかにし、財務大臣の承認を経て、承認があった金額の範囲内で繰越しが可能となる(財政法第43条)。
- 近年、研究資金の繰越し件数が急増する中、申請がなされたほぼ全ての案件の繰越しが認められており、**明確な繰越しの基準に沿ってれば、研究資金の国庫への一時返納を省略できるのではないか**等の指摘がある。
- 一方で、我が国の財務・会計制度の現状として、**国庫に現金が存在しない限り、「繰越し」という行為を行うことができない**ことが制度改善上の隘路となっている。(財政法が現金主義を採用していることに起因すると考えられる)
- 以上のとおり、**当該事項は国の財務・会計制度の根幹に関わる課題**であるため、中長期的な課題として提示している

2. 補助金について額の確定権限の研究機関への付与【法令・運用事項】

→ **額の確定権限を有する研究機関を認証するシステム構築**を行う

<背景>

- 我が国において、補助金の額の確定を行う際には、各省各庁の長が報告書等の書類の審査や現地調査を通じて、補助事業の成果が交付決定の内容に則したものであるのか等を調査し、適合すると認められた場合には、交付すべき補助金の額の確定を行うこととしている(補助金適正化法第15条)。
- 熟議においては、「研究室に額の確定権限を与えるべきではないか」との指摘がなされるなど、額の確定権限を各研究機関等に付与することで、**額の確定に係る手続きの効率化を図れないか**といった指摘がある。
- 一方で、**補助金適正化法の趣旨からして、各研究機関の者が額の確定を行うこと自体、許容されうるものであるのか、また、仮に許容するものであったとしても、公正に国費が使用されたと客観性を持って公に説明するには、これを担保するシステムの構築が必要ではないか**との指摘がある。
- 以上のとおり、**当該事項は補助金適正化法の根幹に関わる課題**であるとともに、**各研究機関における大幅な体制整備を要すると考えられる**課題であるため、中長期的な課題として提示している。

※プロジェクト系教育経費も対象に含む。

参考① (法令事項・予算事項・運用事項・周知事項別整理)

それぞれの用語の説明

法令事項: 法律・政令・省令・条約(WTOルール)等の改正を要する事項

予算事項: 一定の予算措置により効率的な研究開発の実現を図ろうとする事項

運用事項: 閣議決定、各種基準、関係省庁との調整等による運用上の規定及び研究資金の体系を整理・改善しようとする事項

周知事項: 法令・予算・運用上の担保がなされているものの、関係機関における一層の取組が期待される事項

法令事項

- ・複数年予算執行実現
(**財務省・総務省**)
- ・国立研究開発機関制度の創設
(**財務省・総務省**)
- ・国庫への一時返納を不用とする
- ・補助金について額の確定権限の研究機関への付与
(**財務省**)
- ・公告の官報等への掲載の迅速化
(**外務省・財務省**)

予算事項

- ・研究活動に専念できる支援体制の整備に向けた専門スタッフの養成
(**文部科学省**)
- ・電子申請システムの充実及び研究成果情報の活用促進
(**文部科学省**)
- ・エビデンスに基づく科学技術イノベーション政策の実現
(**文部科学省**)

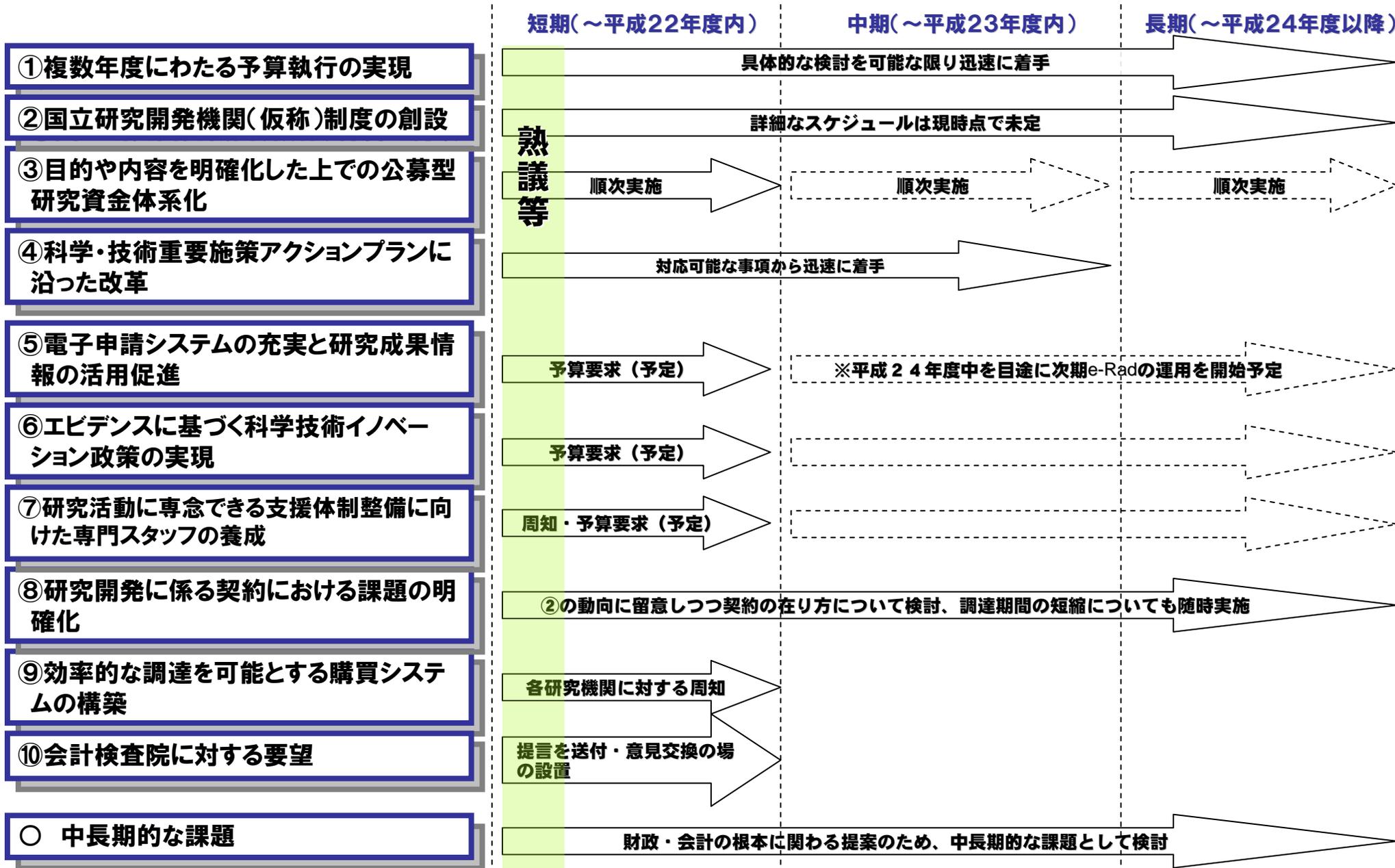
運用事項

- ・複数年度予算執行実現
(**財務省・総務省**)
- ・公募型研究資金体系化
(**文部科学省**)
- ・科学技術重要施策アクションプランの改革
(**文部科学省**)
- ・研究開発特有の契約に対する取扱
(**財務省・総務省**)
- ・政府調達協定の自主規制の対象外とする
(**外務省・内閣官房**)
- ・会計検査院に対する要望
(**会計検査院**)

周知事項

- ・効率的な調達を可能とする購買システムの構築
(**各研究機関**)
- ・会計検査院に対する要望
(**会計検査院**)

参考②（今後の工程表）



※ 本工程表については、今後の熟議の結果・情勢変化等により変更があり得る